税務における監査の在り方

尾 忠 男

高

企業会計原則等に準拠して処理されておるだろうかに関しては、 実なるものであるのか、 持存続し発展させることは至難なことであり、また不可能なことはここに多言するまでもないところであろう。 えである。 確を生みだす根元とされている企業自体が死にものでなく日々経済価値の息吹きをしている生きものであるがゆ でもなく企業利潤の追求であって、 本主義経営機構を基盤としての自由競争下の企業経営でめる以上、その最終目的とするところのものは、 り以下すべて同様) 経営者が税務の会計的見地より作成し、提供した財務諸表であるとしても、それが果して公正妥当な、 企業の規模・内容の如何にかかわらず、 それで経営者は、 にとって、 どうか、 税務上の課税所得を度外視し、 税務の会計が極めて重要なる地位を占めていることは周知の如くである。 すなわち、 最大限収益の獲得に外ならないのであるとともに、 経営者(ここに経営者とは税法にいう納税義務者である法人の謂であ とのような結果算出されたる課税所得そのものが一定の関係法規 税務会計を離れては寸時といえども、その経営を維 何処までも問題の生ずるところであるといえよ とのような利潤 ·収益増 所謂真 いうま 独占資

られる税務における監査の在り方をその中心として、 ح の小 稿は Tax Auditing 研究の一環をなすものであって、ここでは主として、監査の領域の一つとして考え いわゆるそれの会計方法に関して考察を試みたものである。

.

上に たものであることを認めなければならない。 所得の基礎をなすものであり、 間 があるからであるが 上 程度の制約をうけることは免れないことであって、その具体的内容は、 発表された税法と企業会計原則との調整に関する意見書が明瞭に示すところである。すなわち、 税務の会計としては、 継続的 示 、めに算定される課税所得との間に差異の生ずることは実際においては免がれないのである。 .おいても疑問の余地のないところであるが、 所得であっても免税されるものがあり、 が国の税務がたとえ会計学の計算原則にもとずいて発生主義による損益の期間的確定を行なったとしても、 致を生ずる事実を無視し得ないとしても、公正妥当な会計原則に従って算定される企業の純利益は課税 に適用される一般 あくまで税法による公正妥当な観点にたって支配されるのを建前とする限り、 かように税制上または税務上の理由により、 に認められた会計原則」に立脚して算定されなければならないことは、 税法上における企業の所得の概念は、 税法における所得計算の基本理念もまた窮極において「一般に認 会計上の非所得であっても課税されるものがありうる等 企業の損益計算において算定される毎期の純利益と、 企業の実際の純利益と実際の課税所得 この意味における企業の利益から誘導され 周知のように企業会計基準審議会により それは租 企業の所得が、 今日では税法 ととにある 租 税政 税目 Ø との 理

八七(六三三)

おける監査の在り方

(高尾)

是一个时间,我们就是一个时间,我们就是一个时间,我们就是一个时间,我们就是一个时间,我们就是一个时间,我们也会一个时间,我们也会一个时间,我们也会一个时间,我们 一个时间,我们就是一个时间,我们就是一个时间,我们就是一个时间,我们就是一个时间,我们就是一个时间,我们就是一个时间,我们就是一个时间,我们就是一个时间,我们可

られた会計原則」 に根拠を求めなければならないのである。 としている。

務の観点からの会計手続としての修正・調整計算をしなければならないのである。 のっとって会計処理されている企業会計の計算結果(財務諸表)について、 は異なる税務の会計としての独自の立場が存在しているといえるのである。 定においては、 いずれも決算会計としては同じ計算的基盤に立脚しているのであり、 かくて税務の会計は計算原則として、 税法としての強制的規定による課税標準の決定をなし得るのであって、 形式的には企業会計と同一の基礎に立脚しながら、 それゆえに税務の会計としては会計原則に 税法の要求するところにしたがって税(註) とのように税務と企業の会計とは ととにまた企業の会計と しかもその内容的 限

れる。 b 定の記帳要件を前提としての会計帳簿が基礎となって、 立場から、 きく転換してきた事象は見逃がすことのできないところである。すなわち、 ú そして、 その原則が申告納税におきかえられたことを意味するものであり、 段と税務の会計における監査の地盤を、 とのような税務の会計にあって関連を有するであろうところの租税概念の構成が終戦を契機として大 納税者の立場へと百八十度の回転がなされたことであって、 われわれは明確に再認識することができるのではないかと考えら はじめてその適用をうけるのであるから、 申告納税のうち、 とのことは端的にいって税が徴税ではな 租税概念の構成が、 特に青色申告制度は 旧来の徴税者の ととに従来よ

- (註)(1) 合があること。 企業の損益計算においては、 当然収益を構成する要素たるある種の所得項目が、 租税政策上の理由で課税を免ぜられる
- (2) 企業の損益計算においては、 総収益を構成せず、 したがって所得として計上されないある種の項目が、 税法上課税の対

象となる場合があること。

- (3)収益項目に関して税法上これと異なる年度所属の解釈が成立する場合である。 収益の年度所属に関する判断について、企業目的のための会計と、租税目的のための計算との間に差異の生ずる場合が すなわち企業の損益計算上ある会計期間に合理的に配分された収益項目 または次の会計期間に 繰延べられ
- (4)企業目的上総収益に負担せしめるべき費用項目を、 租税目的上総収益から控除することを否認する場合があること。
- (6)(5)費用負担の年度所属の解釈について、 企業目的上費用を構成しないある種の項目を、 租税目的上総収益から控除することを是認する場合のあること。
- (税法と企業会計原則との調整に関する意見書の第一租税目的のための会計原則の適用中 企業目的のための会計と租税目的のための計算との間に差異の生ずる場合がある

務諸表についての当否を吟味し、その正当性を判断するために行われるを主眼としていることは論ずるまでもな うな税務の会計における監査の執行者、監査人は、単に当局において行われるととろの、 さらに、 けではないのであって、 が税法の課税目的の観点から、はじめて、その課税標準を計数的に見出そうとするものである。 う課税標準決定のために吟味するところの調査がある。 これは、 そのものの会計管理機構に依存することによって行われ、 税務における監査の対象とされるものは経営者であり、 それは専門職業会計人の第三者によって行なわれる税務の監査もあるであろう。 それは、 また経営者の管理機構による経営内部の税務の監査をも考えられるのである。 もっぱら経営者が作成する財務諸表を基盤として、わ 現在、 まったく課税所得を把握するに際して、 主として行われているものとしては大蔵省が いわゆる税務の監査だ 何れにしても、 しかし、とのよ 税務財 経営者 行

カ (六三五)

税務における監査の在り方

(高尾)

いところであ

かを明確に判定することによって究極的には、その会計記録を訂正・修正せしめて、 討批判するものであると解されている。 に関与しないところの第三者によって、公正な立場から組織的、 るものの作成基準が規定されていることを前提要件とせしめなければならない。しかして、 適正を保持するということに外ならない。 般に監 録を吟味するということは、 適否を判定するということにつきる。 録一切が果して作成基準に間違なく、 査は、 何 .人かによってなされた行為(会計作業)および事実の全部もしくは一部の正否・適否を、 結局に すなわち、 .おいて如何なる目的を有するのであろうか。 かように、 とのことはいわば、 照応しているか、 監査は、 との正否・適否を判定するがためには、 会計当事者以外のものが、 会計行為、 分析的に吟味することによってその正当性を検 否かに関して監査が行われることとなる。 事実が正確であるのか、 V いうまでもなく会計記録の 会計当事者の作成した会 わゆる会計行為の正 はじめてそれらの関 すでに会計記録な 不正 確 確 なの

的 対応する監査手続、 する機能 次に監 の監査で 査 的意義は、 あるから、 0 |基本的なものとしての財務監査(証取法に基ずく法定監査の謂)が掲げるところは、 税務における監査の場合においても度外視されるべきものではない。 税務の監査の在り方は指摘されなければならないと考える。 何処までも投資家擁護の見地から行われることは当然であって、 との近代的 何処までも監査目 もっぱら投資目 財務監 查 が

係帳簿記

会計記録の正確性または妥当性に関して意見を表明するための根拠となる証拠資料を求める方法であるとされて る かし、 監査手続は一定の意図のために行われる監査の当否について監査人の意見表明の手続であり、 税務の監査手続の意図するところは、 財務諸表がすべて完全に税法の規定する法令にのっとり修 査 人が

の是・否をめぐって吟味される点にあるのであって、 のような税務の会計における監査の在り方の窮極のねらいとするところは、 当な課税の立場からする特殊の規定が完全に遵守されているものなのか、どうかを検証するに ろに 正調整され、 - 具体的には企業会計原則が、原則としている会計処理の諸規定と同一事項に関しても、 より、 その処理上に差異を生ずる点、 かつ公正妥当なる会計手続がなされているか、 またはそれらが完全に修正されているや否や、 結局のところ如何ようにして、もっとも公正な税務所得が どうかに関して吟味するにあるといえる。 いつに課税標準の真実、 あるいは税法が公正妥 税法が規定するとこ あるのである。 正確な すなわ 申告

ح

捕捉できるかにあるといえる。

る以上、 あろう。 もいうべきところのものが発展してきて慣習となり、 監査基準には少くとも大蔵省の行ういわゆる税務の監査(調査)に関しては、 らこれに準拠して調査・吟味され監査が執行せられるのを建前とすべきであると考えるのである。つまり、 れるものはないけれども、 されてい 査実務の中に慣習として発達したものの中から一般に公正妥当と認められたところを帰納娶約した監査原則」と らない項目およびその範囲については、)たがって、 それとそ、 カュ 税務の監査、 の監査基準および監査実施率則に依存さるべきものであって、 申告財務諸表に関する税務における監査の在り方は、 との監査基準に支配されるところのものを多く含んでいるとい 多年にわたる税務の調査における過程の流れの中にあっては、そとには当然不文律と それ自体をも広義に解すれば強制外部監査に分類されるものであるとの観 まったく企業会計と同一の計算原理に立脚しているのである またそれらのあるものが すなわち、税務上、 別に成文化されたところの基 とのような点については、 . 部分的に規定されたものもあるで えよう。 特殊の規定を示してお から、「監 点 もつ からす との ぱ

九一 (六三七)

the state of the s

の古代の 記録を表 おけいのかい 地名地名 あんちゃ なまる はいしょう あまり こうかんしょう いっぱい しゅうじゅう こうじゅう おおなる かなないない ないしん

税務における監査の在り方

(高尾)

立命館経済学 (第五巻・第五号)

ては、 在の段階では、 問題の存するところであるが、 税務の会計が有する、 やはり何処までも監査実施準則に いわゆる税法独自の特殊の規定に基因する修正・調整計算に関する部 とれとても別に異った監査の意図を有するものではないのであるから、 .おける個別監査手続の吟味を通じて行われるを建前として監 分につい 現

されるべきでなかろうかと思考するのである。

ある。 及び資本に影響を及ぼす一切の取引について複式簿記の原則に従い、 自ら税法および企業会計原則にのっとって作成した財務諸表に因って申告納税することを根本としているが るといわれるところの申告納税制度が原則として樹立されているという厳然たる事態を強弁するものである。 b とに関係者は、 の前提要件となされているごとく法文化されている現在においては、 て青色申告を規定し、 き決算を行う」ものとされているのである。 のような監査の在り方の理由として、 またそのときどきの感情や、 すなわち、 そのもっとも典型的な形態となっているのが青色申告制度であって、すなわち「その資産 さらにその裏付として正規の簿記原則を基調とする会計帳簿を備え付けることを、 大蔵省も会計学者も実務家も再認識・再確認するならば、 あるいは成績、 現在の税法、 とのように申告納税制度を基本原則として、 思いつきによって行われるべき方法・手段ではないのであって、 それは少くとも近代税法としての、もっとも民主的で 整然と且つ明瞭に記録し、 過去のように、 その基礎の上に、 決して経営者の意表に走 またこれが推進力とし その記録に基ず 経営者 先ずそ -・ 負債 放で ぁ ح

K 立脚している以上、 しかして、 かくのごとき申告納税制度、 すでに会計記録の作成基準が規定されているのであるから、 青色申告納税、 会計帳簿納税といわれるごときものを主眼とする原則 これに準拠して申告財務諸

真にのぞましい税務における監査のあり方ではないと考えるからである。

そのようなことは、

. 完成されているという前提・認識にたつとするならば、少なくとも既述のどとき監査基準および監査実施準則

.従って監査が執行されてよいのではなかろうかと考えるのである。

K

階では幾多の問題の存するところであるは勿論のことである。けれどもかかるがごときことは大なる行過ぎであ すでに大蔵省が税務の監査を実施するまでにCPAによって自由な監査が行われているけれども、このようなと と考える。 る。 ころまでもすべきでないと指摘している点は、われわれとしても大いに熟慮すべきことがらであるといえましよ きないということ、 検査の権限を有していないがために、正常な監査手続を監査人が徹底して満足するに足るの域まで行うことがで ると考えるものである。それは、 査を行った結果、 い公正な立場にある第三者によって監査されることが、真にのぞましく、 およそ、 したがって、との税務における監査を実施するとすれば、経営者側にも、 先進国であるところのアメリカにおいてさえも、 しかしながら、税務の会計に伏在する特殊性から思考して、とのような方法は現在の 税務における監査は、 はじめて公正な課税標準を把握することができ、それに意見の表明を加えたものであるとい そしてそのために事実上、公正な監査が執行されないという根拠からして当然でなかろうか 何故ならば、そのようなことは、当局者のどとく監査に際して別段何等の法的 申告財務諸表が企業会計原則並びに税法諸規定に準拠の有無について十分な念 ジャーナル・オブ・アカウンタンシー誌によれば また、かようにあるべきであると思う 大蔵省側にも何等の利害を有しな いわが国 の実状段

5

ある。 与えられておらない監査人の実施した結果の監査報告書である限りにおいては、 監査人が行っ 決定等に対する一般的の非難については少くともある程度の効果があるとも考えるものである。(註) 時の手不足と、 である。 がって、 たその課税所得決定に当っては何処までも独自の立場から行い、 また外部強制監査としての大蔵省の一方的、 カュ b に監査を専門とする高度の知識と実務経験を有し、且つ特別の利害関係のない公正不偏の態度を保持する これを是認すると、また否認するとは、 しかしまたその反面、 ような理由は、 た監査であったとしても、 優れたる有能な人の中に一部の監査能力の点に劣ると考えられる人の存在しているという実状 すでに述べたごとく、 専門職業監査人の行う税務における監査であるとした場合、大蔵省の人的面の近 それはただその開陳を意見として尊重するのみであって、 独自的監査(調査)の結果の基因においてのみなされるところの更正 大蔵省当局のように監査手続執行上において、 まったく当局の自由であるべきことはいうまでもないところで 何等の制約、 拘束をうけるものではない。 もっともなことであると思うの 鞏固な法的権 大蔵省は、 限 ¥

註 は いるし、 税法は納税義務者の権利擁護の立場からの救済制度ともいわれている再調査、 申告納税に対して、 しかしながら、 さらにまた、 このような機関が設けられているとはいえ、 そこには当然のこととして大蔵省の調査(監査)の結果、 国税庁その他に苦情相談所をも設けて一般の非難に対応するところの機関として一応は 一般納税者の当局の課税標準に対する決定についての不満 更正決定等がなされるのであるが、 審査又は訴訟の権限を納税義務者に与えて 整備されては これに対

は

まことに大きいのが実状である。

b, きであろう。換言すれば、会計攻勢の立場から、観点から行わなければならないとするものである。とのことは、 何れにしても、かかるがごとき税務と監査をめぐる幾多の問題は、考察せられなければならないところであ これらの課題に対処すべき根本的思考に関しては、われわれは何処までも会計学を基底として展開させるべ

実に、会計学を離れての税務の会計への考察は、却って税務における会計領域の発展のためにも、真にふさわし

好ましい会計方法ではないと存ずるからである。(三一・五・三)

税務における監査の在り方

(高尾)

九 五

(六四二)